現場説明書（技術的事項）

工事名　　新涯ポンプ場管理室外解体工事

１．現場の状況

・工事場所は、既設新涯ポンプ場の敷地内です。

・新涯ポンプ場は雨水排水施設であり、降雨に伴うポンプ稼働時以外は無人の施設です。

２．別途工事

・量水器移設工事、放流渠耐震化工事、ポンプ設備取替工事、除塵設備取替工事、電気設備取替工事

３．留意事項

①　工事に当たっては、交通渋滞、騒音、粉塵、振動、汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮して下さい。

②　工事期間中もポンプ場は稼働するため運営に支障の無いようにするとともに、工事関係者及びポンプ場運転関係者の安全確保に必要な対策を講じて下さい。

③　工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分に注意を払い、通行者等の安全を第一に図って下さい。

④　資材・廃材の搬入・搬出時には、シート等でカバーする等、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないよう注意して下さい。

⑤　道路等を汚損した場合は、速やかに清掃等の復旧を行い、工事期間中の進入・退出路に係る維持管理（舗装・構造物の保護養生、補修等）は、受注者で行って下さい。

⑥　工事場所以外においても、駐車違反、速度制限、積載制限等道路交通法を遵守し、事故防止に万全を期して下さい。

⑦　工事に係る留意事項は、下請負業者、資材納入業者等にも指導を徹底して下さい。

⑧　工事現場内の資機材の保管等については、受注者において十分な管理を行い、各工種・工程における廃材・ごみ等についても、受注者の責任において遅滞なく処理して下さい。

　工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は、速やかに清掃を行って下さい。

⑨　工事範囲内において工事用進入路の確保のために鉄板敷き等の措置が必要となった場合は、受注者にて行って下さい。

⑩　本工事場所の進入口及び通路は、施設使用に際し工事期間中も確保する必要があるため、各入口や通路の通行と安全の確保を行って下さい。

⑪　現場着手日及び工事関係車両駐車場の計画は、あらかじめ施設管理者と協議の上、決定して下さい。

⑫　工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、監督員及び施設管理者に報告するとともに、受注者の責任で速やかに復旧して下さい。

⑬　はつり工事等については、十分な騒音・粉塵対策を講じて下さい。

⑭　特定建設資材は再資源化に努め、産業廃棄物は関係法令に従い、適切に処理して下さい。

⑮　工事施工に必要な官公署への手続は、受注者の責任において速やかに行い、手続きを行った場合は、速やかに報告して下さい。

⑯　受注者は、地元企業、地場製品の活用に努めて下さい。

⑰　受注者は、各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めて下さい。

⑱　実施工程表は、契約後１４日以内に提出し承諾を受けて下さい。また、施工関係書についても速やかに提出し、承諾を受けて下さい。

⑲　再資源化を図るものは、「コンクリート」「木材」です。

　発生材については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等による他、建設副産物適正処理推進要綱に従い、適正に処理して下さい。

４．その他

①法定外の労災保険の付保について

　本工事は、法定外の労災保険を見込んでいます。

②疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

解　体　工　事　特　記　仕　様　書

Ⅰ　工　事　概　要

1．工事名称　新涯ポンプ場管理室外解体工事
2．工事場所　福山市新涯町二丁目及び新涯町四丁目地内
3．敷地面積
4．解体建物概要
　1）構造・規模　軽量鉄骨造平屋建　延べ面積　４８．６㎡
　2）新築工事の着工日
　3）耐火　・耐火　・準耐火　・その他
　4）その他
5．工事範囲　解体工事一式（図面による）
6．別途工事　・

※本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

Ⅱ　建築工事仕様

1.共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和４年版）（以下、「解体仕様書」という。）による。
　電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。
(1) 地元企業及び地場製品の活用
　本工事受注者は、地元企業、地場製品の積極的な活用に努める。
(2) 疑義に対する協議等
　設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合（記載されてない事項等）又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

2.特記仕様
(1) 章、項目は番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
　⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　⊙ 印と ※ 印のついた場合は共に適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

章		項	特　記　事　項
① 一般共通事項	①	適用基準等	※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　※ 建設廃棄物処理指針 ※ 建設副産物適正処理推進要綱　※ 建設工事公衆災害防止対策要綱 ※ 建築工事安全施工技術指針　※ 労働安全衛生法 ※ 石綿障害予防規則 ※ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ※ 建築基準法　※ 環境基本法　※ 騒音規制法 ※ 大気汚染防止法　※ 土壌汚染対策法　※ 資源の有効な利用の促進に関する法律 ⊙ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ⊙ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
	②	監理(主任)技術者	受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。
	③	官公署手続き等 (1.1.3)	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続き等を遅延なく行うこと。また、これらの手続き等を行うに当っては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告すること。なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
	4	工事実績情報の登録 (1.1.4)	受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。 ※ 登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要） 変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（請負代金のみ変更の場合、登録不要） ※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。
	⑤	別契約の関連 工事との調整等 (1.1.7)	施工範囲　※ 図示による。 関連工事との調整 ※ 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。 ※ 別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。
	⑥	工事工程表 (1.2.1)	検査期間としての１４日間を含んだ工程とし、工事全体を把握して作成し監督員の承諾を受ける。 ※ 契約締結後１４日以内に実施工程表を提出する。
	⑦	施工計画書 (1.2.2)	工事に先立って次の計画書・書面を提出する。 ※ 解体工事施工計画書　２部（１部返却） （総合仮設計画書、安全対策計画書、分別解体等計画書、建設副産物処理計画書） 添付書類 廃棄物処理業者（収集、運搬、中間処理最終処分）の許可の写し 二者の委託契約書の写し 処分場の位置及び運搬ルート ※ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書　各２部（１部返却） ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による対象建設工事に係る書面　各２部（法第１２条第１項、法第１３条及び省令第４条）
	⑧	工事の記録 (1.2.3)	下記のものを監督員に提出する。工事中及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」による。 ⊙ 工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を工事履行報告書に添付するものとする。 ⊙ 工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督員が指示する箇所はＡ４版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：１部 ⊙ 完成写真 撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 （撮影箇所）　監督職員が指示する箇所 （写真規格）　・カラーサービス版　・カラーキャビネ版　・ （規格・提出部数）　・Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台紙　部　・アルバム　部 ⊙ その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督員の指示により提出すること。 ・ 保管 工事写真のネガは工事完成後、受注者において２年間保管すること。
	⑨	施工管理 (1.3.1)	受注者は施工管理体制を確立し、工程、安全、建設廃棄物処理等の施工管理を行う。 ※ 施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。） 技術者台帳（施工体制台帳に添付） 監理技術者・主任技術者（下請を含む）及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を記載する。 ※ 施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）
	10	電気保安技術者 (1.3.3～1.3.4)	・ 適用する　・ 適用しない

章		項	特　記　事　項
① 一般共通事項	⑪	施工条件 (1.3.5)	1）作業時間は、原則午前８時から午後５時までとし、通学時間帯を考慮すること。 2）日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
	⑫	施工中の安全確保 (1.3.6～1.3.8)	1）労働安全衛生法第３０条第２項の規定に基づく指名　・ 有り　⊙ 無し 2）受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して工事を施工すること。 なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 3）工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 ※ 低騒音型・低振動型建設機械を使用すること（近隣住民の生活環境の保全の必要性がある場合） 4）歩行者等の通行に支障を生じないよう交通誘導員を配置し、適切な処置を講じること。 ※ 本工事は、交通誘導員として　*** 人を見込んでいる。 なお、交通誘導員の配置については、実施伝票（原本）および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い監督員に提出する。 5）ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 6）作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努めること。 ① つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５ｍ以上のもの）の解体作業を行う場合は、労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を修了したものとする。 ② 木造建築物の解体作業を行う場合は、平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年５月９日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。
	⑬	近隣との折衝 (1.3.6)	地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。 また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に書面で報告する。
	⑭	発生材の処理 (1.3.10) (4.1.3～4.5.1)	・ 引渡しを要するもの　（　） ・ 現場において再利用を図るもの　（　） ⊙ 次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する。 (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 （⊙建設発生土　⊙ コンクリート塊　・ アスファルトコンクリート塊　⊙ 建設発生木材 ） (2) 金属類　(3) 小型二次電池 ⊙ その他建設廃棄物の再資源化　※ 無し ⊙ 有り（⊙蛍光ランプ、ＨＤランプ　⊙硬質塩化ビニル管 ） ・ 指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　・ 無し　・ 有り ・ 産業廃棄物広域認定制度の適用　※ 無し　・ 有り（　） ・ 処理に注意を要する建設廃棄物　※ 無し ・ 有り（ ・CCA処理木材 ・ひ素、ｶﾎﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ ）
			※ 建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）　（財）日本建設情報総合センター 本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。 また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬出（搬入）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難い場合は、監督員と協議する。

施工計画時		工事完了時	
搬　出	再生資源促進利用計画書	再生資源促進利用実施書	
搬　入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書	

	1）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の費用の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 2）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物理立税相当額を見込んでいる。
⑮ 施工計画調査 (1.5.1)	工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。
16 施工数量調査 (1.5.2)	施工に先立ち、下記の施工数量調査を行う。 ※ 調査範囲（　） ※ 調査方法（　）
⑰ 施工の検査 (1.6.4)	監督員による随時の検査を行う。 ※ 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
⑱ 工事履行報告書	毎月７日までに、前月末までの履行状況を、実施工程表及び現場状況写真を添付して提出すること。
⑲ 埋設物等の報告	工事の施工に当たり、設計図書に記載されていない地下構造物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。
20 地下埋設物調査	・ 行わない ・ 行う　図示する範囲内において、整地前に敷地境界から２ｍの距離を置き、幅１ｍ、深さ１．５ｍで、３ｍ間隔で掘削調査を行う。
㉑ 家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。
㉒ 完成時の提出書類	⊙ 産業廃棄物処分の実績報告書　１部 ※ マニフェスト　（Ｄ・Ｅ票）の写し及び集計表を添付する。 ⊙ 写真　１部　（Ａ４判印刷、若しくはＡ４判写真帳） ※ 原版の提出 ⊙ しない　・ する　（・ 全て　・ 指定する工程のみ ） （電子データ形式等は、監督員の指示による。）
23 試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。 ※ 試掘時期　・ 完成検査時　・（　） ※ 試掘方法　・ 機械掘削　・ 人力掘削 なお、試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で１箇所以上行い、試掘する箇所については、検査員の指示による。
24 自社施工を求める対象工種	受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等により、次の工種を全て施工すること。 ・ 解体工（仮設工事、杭引抜工事、アスベスト除去工事及び産業廃棄物の収集運搬処分等付帯工事並びに敷地整地工事は除く。）
25 情報共有システム	本工事は、インターネットを利用して、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。 本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供者との契約は受注者が行い、利用料を支払うものとする。 運用に当たっては、「福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）及び「情報共有システム利用手引（建築工事）」によるものとする。 ・ 発注者指定型 共通仮設費として除法共有システムの利用料を見込んでいる。 受注者は、本システムを利用できない特別の事由ある場合は、工事着手までに当該事由を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで本システムを利用しないことができる。 ・ 受注者希望型（契約時の請負金額が５００万円以上のものに限る） 工事費には情報共有システムの利用料を見込んでいない。 本システムの利用を希望する受注者は、工事着手までに工事打合せ簿により、監督員にその旨を申し出て、本システムを利用するものとする。 その場合の請負金額の変更については、情報共有システムの利用料を共通仮設費に見込むものとし、本システムの利用を確認した後に変更契約を行うものとする。

章		項	特　記　事　項
② 仮設工事	①	騒音・粉塵等の対策（仮囲い等の安全施設） (2.2.1～2.2.2)	・ 解体工事着手前に工事対象区域内に仮囲い（ ・ H=　m ・ 図示 ）を設置すること。 ⊙ 解体工事着手前に建物周囲に次の騒音・粉塵等の対策を行う。 （ ・ 防音パネル　⊙ 防音シート　・ メッシュ金網、養生シート ） ・ 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等 （ ・ 建物全周囲に建物高さ以上　・　）
			※ 枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日基発第0424001号）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て に関する基準」の２の(2)又は(3)の方式により行うこと。 また、上記足場の設置や点検等については、労働安全衛生規則を遵守して実施すること。 ・ 騒音・振動計を設置すること。（設置箇所は図示による）
	②	監督員事務所	・ 設ける　（　㎡程度）　⊙ 設けない ・ 備品等　（　）
	3	受注者事務所等	・ 敷地内へ建てることができる　・
	④	工事用水	構内既存の施設　⊙ 有償で利用できる（副メーター設置等） ・ 無償で利用できる ・ 利用できない
	⑤	工事用電力	構内既存の施設　・ 有償で利用できる　・ 無償で利用できる　⊙ 利用できない
③ 解体工事	①	事前措置 (3.2.1)	1）給水管、ガス管、電気ｹｰﾌﾞﾙ、下水道等の供給管等の切断及び供、配管等の撤去は本工事に含む。 ①　配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議すること。 ②　水道、ガス、下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また、記録を残し監督員に提出する。 ③　配管等の切断位置や、切り回し必要箇所等は図示による。 2）落下するおそれのある付属物は撤去すること。 3）解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 4）電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。 5）衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。 6）浄化槽、排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議すること。
	2	解体順序 (3.3.1)	・ 解体仕様書による　・ 図示による
	③	杭、基礎等 (3.9.1～3.9.2)	1）基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し、砂利地業・割り石まで行なうこと。 2）杭の解体　・ 残置させる　・ 解体する（ ・ 引き抜き工法　・ 破砕方法　・　）
			① 杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ、深さ等の記録を整備し、写真と共に監督員に提出する。 ② 残置杭の中、杭の破砕跡は、現場発生の良質土で埋め戻すこと。 ③ 残置する杭頭は、キャップで被いコンクリートを打設すること。
	4	構内舗装等 (3.11.1)	1）アスファルトコンクリート及びコンクリート等の解体は本工事とし、分別解体する。 2）樹木等の伐採伐根及び移植　※ 有り（図示による）　・ 無し
	5	地下埋設物 (3.12.1)	撤去する地下埋設物 ・ 浄化槽　・ 排水桝　・ ハンドホール　・ オイルタンク　・ 埋設廃棄物　・（　） ※ 上記以外で設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督員に報告し、対応等を協議すること
	⑥	埋設配管 (3.12.1)	⊙ 撤去　・ 存置 ※ 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督員に報告し、対応等を協議すること。
	⑦	整地・埋戻し盛土 (3.13.1)	1）解体撤去後の跡地は整地（整地厚１０cm程度）すること。（なお盛土する場合は図示による） ⊙ 持ち込み土（山砂の類）　・ 現場発生の良質土　・ 他現場の現場発生良質土 ・ 再生コンクリート砂　・ リサイクルプラントが販売する処理土 2）土砂流出の恐れのある部分は、土のう等で処置すること。
	8	解体後の囲障	・ 設置する　・ 設置しない　・ 工事中の仮囲いを存置 ※ 囲障を設置する場合の仕様等 種別　・ 木杭＋ロープ　・ 木杭＋番線張り　・（　） 高さ　・ 図示　・ H=　m 設置範囲　・ 図示　・ 敷地境界全域
	⑨	建設発生土	・ 場外指示の場所に処分　⊙ 場外搬出適切処置　・ 場外指示の場所に散き均し ・ 場内指示の場所に堆積 ・ 当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所：＿＿＿＿＿＿＿＿の公の関与する埋立地 ※ 当該工事により発生する建設発生土は、「広島県ＨＰの建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地（一時たい積を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。 なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の仕様に拠り難い場合は、監督員と協議するものとする。
④ 特別管理産業廃棄物・特殊な建設副産物の処理	①	施工計画調査 (5.1.2) (7.1.3)	1）特別管理産業廃棄物等とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい、その種類は次による。これらについて、設計図書及び目視により、施工調査を実施し調査結果を調書に取りまとめ、監督員に提出する。 ・特別管理産業廃棄物　・廃石綿等　・ＰＣＢを含む機器類　・ＰＣＢ含有シーリング材　・廃油 ・廃酸、廃アルカリ ⊙特殊な建設副産物　⊙フロン、ハロン等の特定物質　・放射性物質　・六ふっ化硫黄（SF6） ・特定化学物質等 2）発注者による調査（発注者調査）で判明している特別管理産業廃棄物等は次のとおりであり、適切に処理すること。また、下記については施工調査結果と共に調査結果（調書）に反映させること ・特別管理産業廃棄物　①廃石綿等 ※ 無し ・ 有り　（ 教室棟湯沸室:ボイラー配管エルボ部分保温等　） ②ＰＣＢを含む機器類 ※ 無し ・ 有り　（　） ③ＰＣＢ含有シーリング ※ 無し ・ 有り　（　） ④廃油 ※ 無し ・ 有り　（ 熱源の残油（オイルタンク及び配管内含む）　） ⑤廃酸、廃アルカリ ※ 無し ・ 有り　（　） ⊙特殊な建設副産物　①フロン等の特定物質 ※ 無し ⊙ 有り　（ ⊙ 空気調和設備の冷媒　・　） ②放射性物質 ※ 無し ・ 有り　（　） ③六ふっ化硫黄(SF6) ※ 無し ・ 有り　（　）

章		項	特　記　事　項
4 特別管理産業廃棄物の処理			④特化学物質等 ※ 無し ・ 有り　（　）
	2	特別管理産業廃棄物の処分等 (5.4.1)	処分等の必要な特別管理産業廃棄物は、関係法令に従い適切に処分すること。又、施工調査によって、判明した箇所も、処分方法等を監督員と協議し、同様に処分すること。
	3	廃石綿等 (5.4.1)	廃石綿等の処理は、解体仕様書６章「石綿含有建材の除去及び処理」による。
	4	ＰＣＢ含有機器類 (5.4.1)	事前調査対象機器は次による。 ・　・
	5	ＰＣＢ含有シーリング材 (5.4.1)	ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査及び撤去は次による。 ・ 分析調査箇所数（ 計　箇所 ）分析調査箇所　※ 図示 ・ 撤去範囲は、次のとおりとし、ＰＣＢ含有シーリング材はＰＣＢが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、調書を作成の上、合わせて監督員に引渡すこと。 （ ・ 図示による　・　）
	6	ダイオキシン類 (5.4.1)	廃棄物焼却施設等の解体方法の指定 ※ 解体作業 ・ 第１管理区域（レベル１）　・ 第２管理区域（レベル２）　・ 第３管理区域（レベル３） ・（　） ※ 廃棄物焼却炉からの排出物の処分

品目	最終処分場等の名称	所在地（距離）
・もえがら		
・ばいじん		

	7	特殊な建設副産物の回収及び処分 (7.3.1)	回収及び処分の必要な特殊な建設副産物は、関係法令に従い適切に回収・処分すること。また、施工調査によって判明した箇所も、処分方法等を監督員と協議し、同様に処分すること。
⑤ 石綿含有建材の除去及び処理	①	事前調査 (1.4.1)	目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について事前調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。 (1) 使用部位の確認 (2) 種別、厚さ等の確認 (3) 使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 ・ 石綿含有分析調査　（※ 不要　・ 必要（内容は下記による） ） ※ 分析方法　JIS　A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 ※ 分析必要部屋名等　（※ 図示　・　）分析必要箇所　（　箇所）
	2	石綿粉じん濃度測定 (6.1.3)	石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督員に報告する。 ※ 測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版による。 測定点の取り方 (1) 処理作業前 ・ 処理作業室内（　点） ・ 施工区画周辺又は敷地境界（　点） (2) 処理作業中 ・ 処理作業室内（　点） ※ セキュリティーゾーン入口（　点）･･･空気の流れを確認 ※ 負圧・除じん装置の排出口（　点）･･･除じん装置の性能確認 ・ 施工区画周辺又は敷地境界（　点） (3) 処理作業後（離隔シート撤去前） ※ 処理作業室内（　点） ・ 施工区画周辺又は敷地境界（　点）
	3	除去工事共通事項 (6.2.1～6.2.9)	1）専門工事業者 石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 2）作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者 ①石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、管理させること。 ②排出事業者は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。 3）除去作業者 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。 4）施工計画書 施工に先立ち、処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承諾を受けること。 5）表示及び掲示 ①関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、石綿除去作業中等の表示を行う。 ②石綿の有害性、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。 ③「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。 6）保護具・保護衣 ①作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくい保護衣又は作業衣を着用する。 ②監督員の現場作業の立入確認のため、保護具、保護衣を一式現場に備える。 7）官公署その他への手続き ①労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画届（労働基準監督署） ②「石綿則」第５条第１項の規定による作業届（労働基準監督署） ③大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出（都道府県知事） ④その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出 （特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等） 8）適用基準等 ※ 「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」
	4	石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1～6.3.4)	1）処理を行う石綿含有吹付け材の仕様及び部位 ※ 図面による　・ 下記による

石綿含有吹付け材の仕様	使　用　部　位
・	・
・	・
・	・
・	・

2）作業場の隔離、養生等
①除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて負圧隔離養生を行う。
②隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保つ。
③隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の３室で構成するセキュリティーゾーンを設置する。
④洗浄室にはエアシャワー設備を設ける。
⑤除去物の処理
※ 密封処理（二重袋梱包）　・ セメント固化
3）除去工法
※ 図面による　・ 共通仕様書による
施工場所（　）

		福山市上下水道局施設部施設整備課	工事名称 新涯ポンプ場管理室外解体工事		図面No 1
		設計	図面名称 解体工事特記仕様書（１）	縮尺	A2版 71% A3版 50%

章	項	特記事項
5 石綿含有建材の除去及び処理		4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①除去した石綿含有吹き付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。 当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。 処分場所（　　）　運搬距離（　　） 受入条件（※平日受入　・　　） ※ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督員に報告するとともに、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。 5）確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生用のプラスチックシートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 ④養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ⑤壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。　なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑥養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。 ⑦床養生用のプラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑧養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4　2）⑤により処理等を行う。 ⑨後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。
	5 石綿含有保温材等の除去 (6.4.1～6.4.4)	1）処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位 ・ 下記による　※ 図面による 石綿含有保温材等の仕様 / 使用部位 ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ 2）養生等 ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。 ②作業場の隔離　（ ・ 行う　※ 行わない ） 石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落し・破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。 3）作業場の隔離を行う場合は、4　2）を適用する。 除去工法 ※ 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし　・ 石綿含有吹き付け材の除去による 除去物の処理　（ ※ 密封処理（二重袋梱包）　・ セメント固化　） 4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等 4　4） 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 5）確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。
	6 石綿含有成形板等の除去 (6.5.1～6.5.4)	1）処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位 ・ 下記による　※ 図面による 石綿含有成形板等の仕様 / 使用部位 ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ 2）養生等 石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う。 3）除去工法 ①原則、手ばらしで行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 ②除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。 ③破砕された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①処分は原形のままとし、処分先は監督員の指示による。 ・ 石綿含有石こうボード ※ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等 ・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。 ③石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輌の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 5）確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。
	7 石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の除去	1） 処理を行う石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の仕様及び部位 ・ 下記による　※ 図面による 石綿含有仕上塗材の仕様 / 使用部位 ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ 2）養生等 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。 3）除去工法　（ 施工場所 ： ※ 図示　・　　） ①石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 ②電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの発散を防止する。 ③除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。 4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等 6　4） 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 処分先については、監督員の指示による。 ・ 埋立処分 （ ・ 安定型最終処分場　・ 管理型最終処分場 ） ・ 中間処理 （ 溶融施設又は無害化処理施設　）

章	項	特記事項
5 石綿含有建材の除去及び処理		なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 5）確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。

福山市上下水道局施設部施設整備課	工事名称 新涯ポンプ場管理室外解体工事	図面No 2
設計	図面名称 解体工事特記仕様書（２）	縮尺
		A2版 71% A3版 50%

図面番号		縮　尺	S=1:10,000
工　種	新涯ポンプ場管理室外解体工事		
種　別	位置図	番号	3
路線名			
工事箇所	福山市新涯町二丁目及び新涯町四丁目地内		

福　山　市

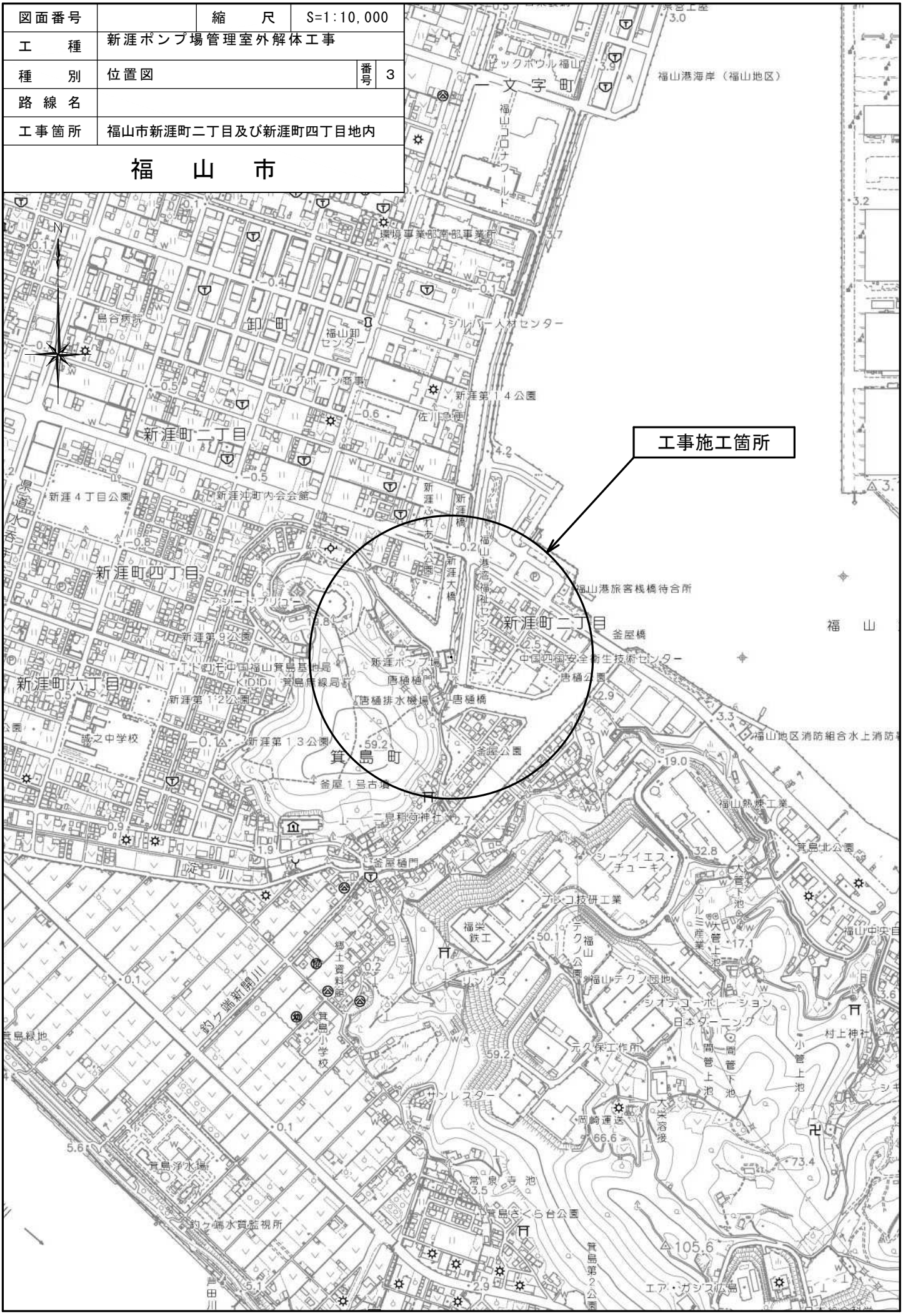

福山市上下水道局			
工事名称	新涯ポンプ場管理室外解体工事		
工事場所	福山市新涯町二丁目及び新涯町四丁目地内		
図面番号	4	縮尺	1/150
配置図			

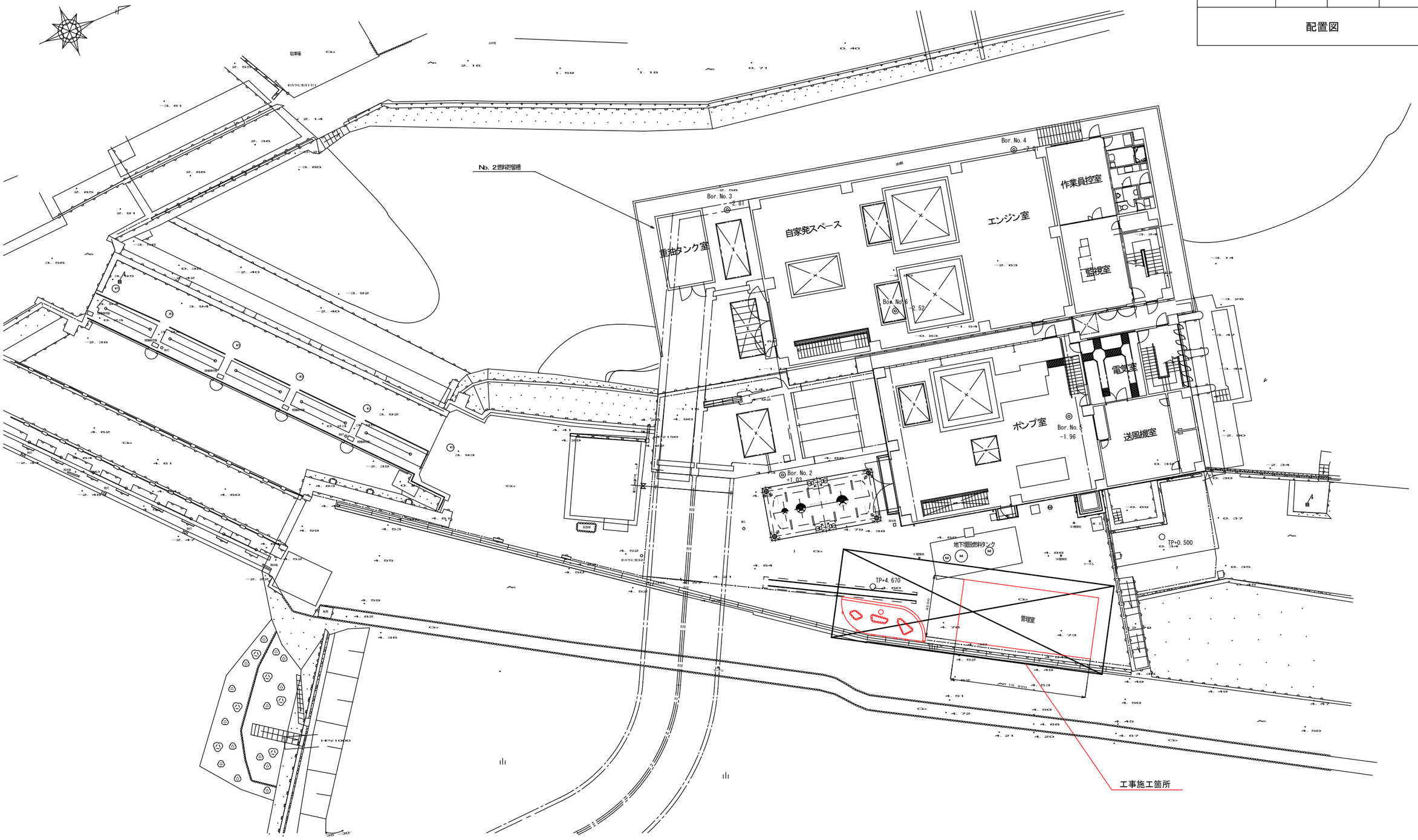

配置図　　1/150

福山市上下水道局			
工事名称	新涯ポンプ場管理室外解体工事		
工事場所	福山市新涯町二丁目及び新涯町四丁目地内		
図面番号	5	縮尺	1/50
詳細図			

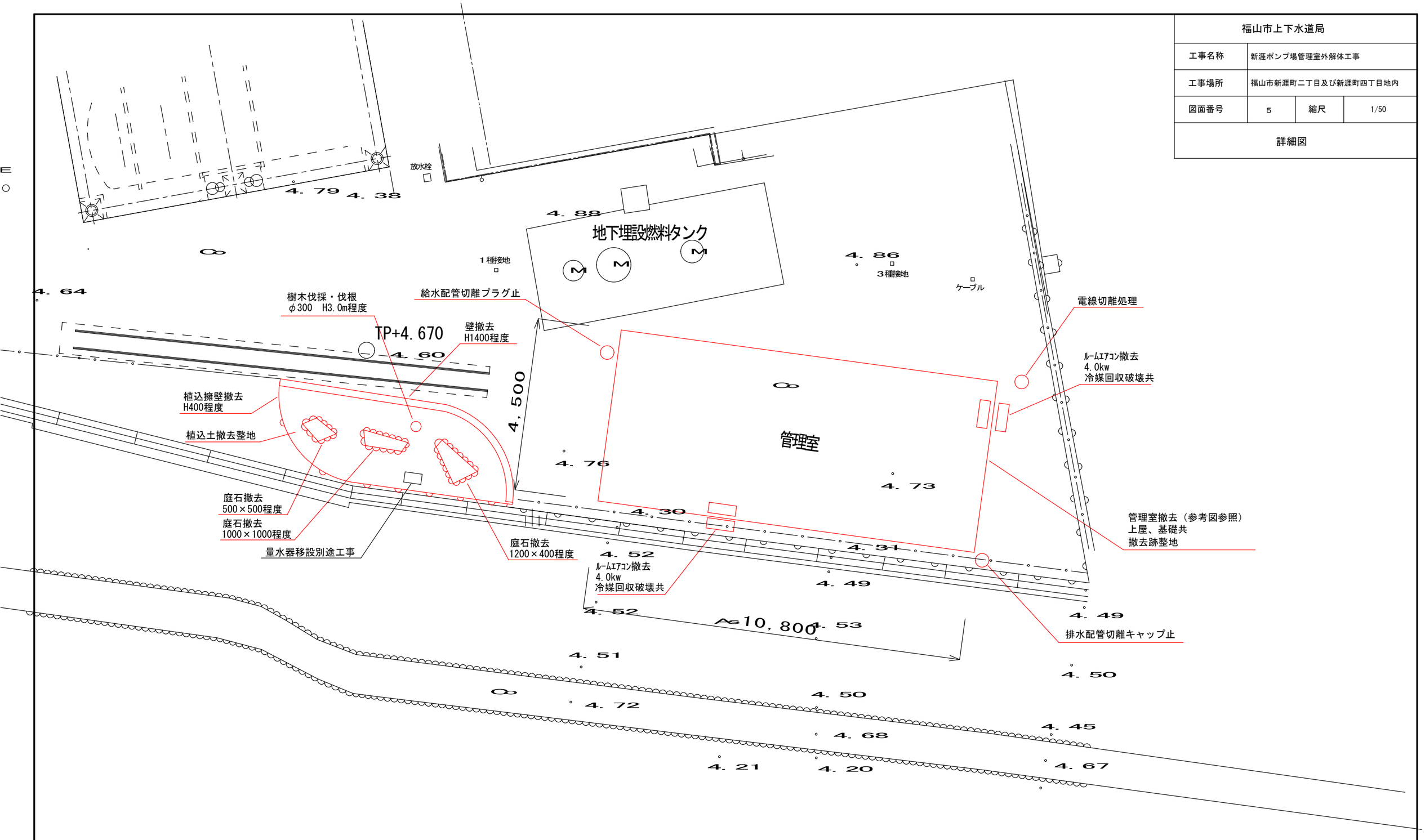

詳細図　　1/50

福山市上下水道局			
工事名称	新涯ポンプ場管理室外解体工事		
工事場所	福山市新涯町二丁目及び新涯町四丁目地内		
図面番号	6	縮尺	1/100
管理室参考図			

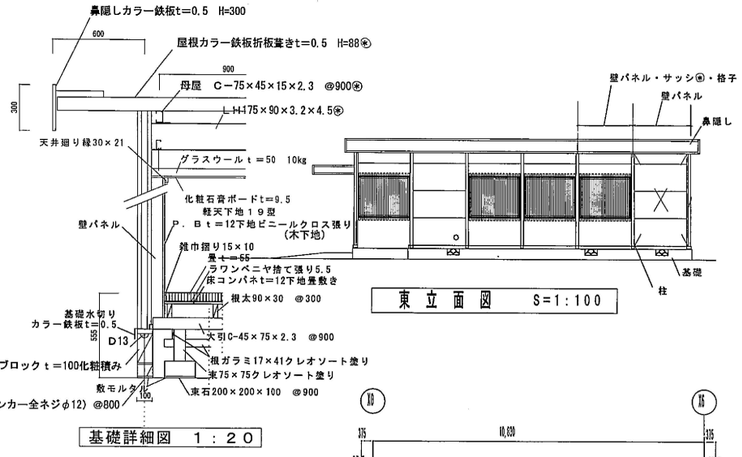

基礎詳細図 1:20

東立面図 S=1:100

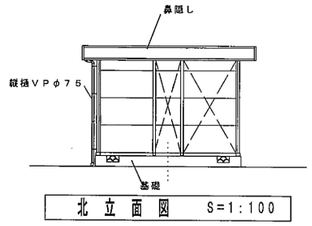

北立面図 S=1:100

平面図 1:100

天井伏図 1:100

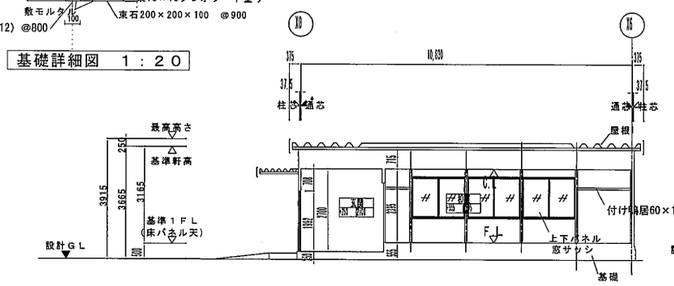

I-I 断面図 S=1:100

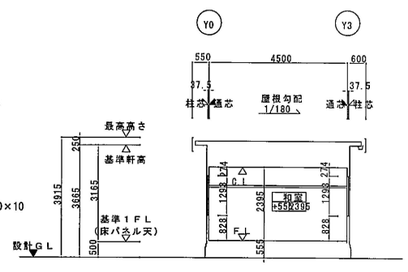

I-I 断面図 S=1:100

建具表 1:50

		2
姿図		1,293 1,680 網戸付き(サランネット)
寸名	和室	
見込	60mm	
仕上		
塗装		
ガラス	型板ガラスア4	
金物	アルミ窓格子	附属金物一式
備考	カーテン、タッセル、カーレンレールS	

外部仕上げ表

	基礎	外壁	軒裏	屋根
	C.B100積み	外壁パネル(プレハブ工法)	ルーフデッキ現し	ルーフデッキt=0.5

内部仕上げ表

	床	壁	天井	備考
和室	畳敷きt=55	プラスターボードア12.5下地 ビニールクロス張り(木下地)	化粧石こうボードt=9.5張り	

＊内装材等はVOC対策を施した製品を使用する(F☆☆☆☆以上)
＊建物本体(屋根・パネル・柱・サッシ等)は「既存と同程度とし汚損のないものとする。
＊ビニールクロスはサンゲツRE同等とする。

Ⓐ印はプレハブ本体工事を示す。
＊既存建物は大和リースのダイワフラットGASHタイプである。

管理室参考図 1/100

参考数量書

§工事名称　　新涯ポンプ場管理室外解体工事

§工事場所　　福山市新涯町二丁目及び新涯町四丁目地内

特記事項

1　この数量書は、福山市建設工事請負契約約款１条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。

2　数量の算出は次の基準によっています。

※「建築数量積算基準・同解説」　　（建築工事積算研究会制定）

※「建築設備数量積算基準・同解説」　　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

工事名称　　新涯ポンプ場管理室外解体工事

工事場所　　福山市新涯町二丁目及び新涯町四丁目地内

【工事概要】

管理室外解体工事　・・・・　一式

名　　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名　　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
解体工事	1	式		
計				

解体工事

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
解体工事	1	式		
計				

解体工事

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
解体工事	解体工事	1	式		
解体工事	その他撤去工事	1	式		
解体工事	産業廃棄物運搬費	1	式		
解体工事	産業廃棄物処分費	1	式		
計					

解体工事		解体工事			解体工事	
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
軽量鉄骨平屋建上屋解体・積込		48.6	建新監 ㎡			
内装材撤去・積込		48.6	建新監 ㎡			
基礎撤去・積込	整地含	48.6	建新監 ㎡			
計						

解体工事		解体工事			その他撤去工事	
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
内部残材撤去処分 運搬積込		16	建新監 m3			
廃家電・処分 運搬・積込		2	建新監 台			
庭石撤去・積込		3	建新監 m3			
ＲＣ擁壁撤去・積込	h=1.4m	10	建新監 ㎡			
ＲＣ擁壁撤去・積込	h=0.4m	4	建新監 ㎡			
樹木、根撤去・積込		1	建新監 本			
下段建設発生土撤去・処分	整地含	8	建新監 m3			
配管電線処理		1	建新監 式			
計						

解体工事	解体工事				産業廃棄物運搬費	
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
コンクリート		36.34	建新監 t			
庭石撤去・積込		6	建新監 t			
木くず		5	建新監 t			
建設発生土		8	建新監 m3			
鉄くず		3	建新監 t			
計						

解体工事		解体工事			産業廃棄物処分費	
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
コンクリート		36.34	建処 t			
庭石撤去・積込		6	建処 t			
木くず		5	建処 t			
建設発生土		8	建処 m3			
鉄くず		3	建処 t			
冷媒回収破壊		2	建処 台			
計						

名　　称	工期	直接工事費 ①	率 ②	増減率 ③	共通仮設費率 ④＝②＋③	補正係数 ⑤	補正係数 ⑥	共通仮設費 ⑦＝①×④×⑤×⑥
建築工事 新営工事 監理事務所を設けない	3.0							
小計 (率対象)								
建築工事 処分費								
建築工事 新営工事 共通仮設費(積上げ)								
小計 (率対象外)								
合計								

名　　称	純工事費 ①	率 ②	増減率 ③	現場管理費率 ④＝②＋③	補正係数 ⑤	補正係数 ⑥	現場管理費 ⑦＝①×④×⑤×⑥
建築工事 新営工事 監理事務所を設けない							
小計 (率対象)							
建築工事 処分費							
小計 (率対象外)							
合計							

名　　称	工事原価 ①	率 ②	増減率 ③	一般管理費等 率④＝②＋③	前払金支出割 合補正係数⑤	一般管理費等 ⑥＝①×④×⑤	工事価格 ⑦＝①＋⑥
建築工事 新営工事 監理事務所を設けない							
建築工事 処分費							
合計 (率対象)							
契約保証費							
端数調整							
総計							

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
仮設養生足場組払い	遮音シート	80	建新共 ㎡			
計						